

## 退職後の医療保険制度の選択と加入手続きについて


**退職後（任用期間の終了による退職を含む）は、共済組合員としての資格を喪失しますので、何らかの公的医療保険制度に加入していただく必要があります。**

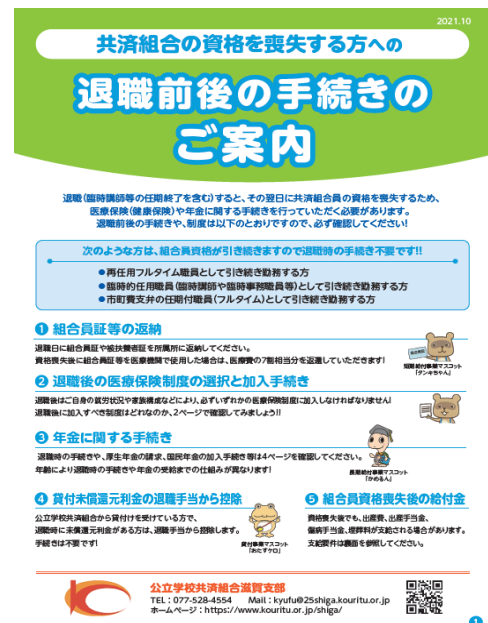
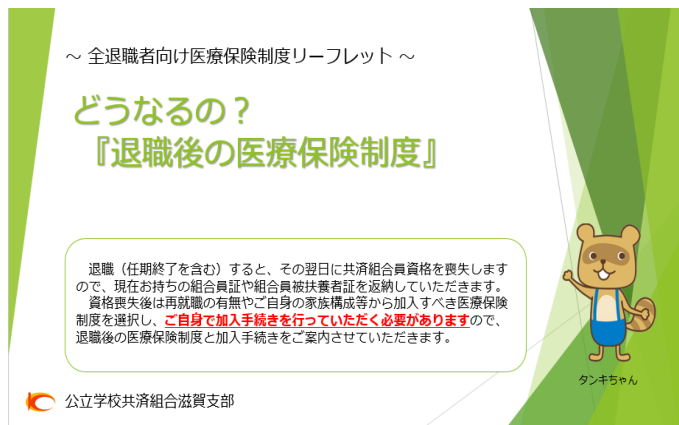
退職後の再就職の状況や、収入により加入すべき制度が異なりますので、下記に記載のリーフレット等をご確認いただき、手続きを行ってください。

### (1) 参考資料（リーフレット）

下記のリーフレットは各所属所にも一定部数送付していますが、当支部ホームページのこんなときガイド「退職するとき」にも掲載しています。

公立学校共済組合滋賀支部 検索

または  からダウンロードしてください。



このリーフレットに掲載している任意継続掛金率および計算方法については、前年度のものになりますので、掛金額の試算は当支部ホームページに掲載する「任意継続掛金試算シート」を参考にしてください。

### (2) 共済組合の「任意継続組合員制度」に加入される方、加入を検討されている方

別添「令和3年度末退職者の任意継続組合員制度加入手続きのご案内」をご確認いただき、「任意継続組合員申出書」を令和4年3月4日（金）までに共済組合に提出してください。

また、加入を検討されている方や、手続きができなかった方等の最終手続き期限は令和4年4月19日（火）までです。

### (3) お問い合わせ・質問等について

制度・手続き等に関する問い合わせ、個別の事案に関する相談については、電話またはメールにて受付します。

<電話> 077-528-4554

<メール> kyufu@25shiga.kouritu.or.jp（氏名、所属所名、連絡先を本文に記載してください。）